

# コンプライアンスの徹底 ～全剣連の取組み～

令和6年4月  
公益財団法人 全日本剣道連盟

## スポーツ庁ガバナンスコードの制定 全剣連は公益法人へ移行

- 令和元年6月、スポーツ庁はスポーツ団体のガバナンスコード制定 令和5年6月改定

\*スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範

- 令和2年9月全剣連は一般財団法人から公益財団法人に

### 共通して重要なこと

- ガバナンス(適正な組織運営)の強化
- コンプライアンス(法令遵守)徹底

2

## (参考)スポーツ団体のガバナンスコード

令和元年6月、スポーツ庁は「スポーツ団体のガバナンスコード」制定  
(都道府県剣道連盟にあっては「一般スポーツ団体のガバナンスコード」)  
【ガバナンスコードにおける13の原則】

- 原則1: 基本計画の策定
- 原則2: 役員等の体制整備
- 原則3: 組織運営に必要な規定整備
- 原則4: コンプライアンス委員会設置
- 原則5: コンプライアンス教育
- 原則6: 法務・会計等の体制整備
- 原則7: 情報開示

- 原則8: 利益相反の適切な管理
- 原則9: 通報制度の構築
- 原則10: 懲罰制度の構築
- 原則11: 選手・指導者との紛争解決
- 原則12: 危機管理・不祥事対応体制
- 原則13: 地方組織等との関係

- ➡ 毎年自己審査、公表  
4年に一度、日本スポーツ協会やJOCによる審査 (令和2年12月受審)

4

## ガバナンスとコンプライアンス

- ・ガバナンス
  - ・「統治・支配・管理」
  - ・スポーツ庁によれば
    - スポーツ団体が社会的責任を果たすための有効な方法、スポーツが社会からの信頼を勝ち得、強化、普及を行っていくための武器
    - 適切な組織運営、健全な団体運営を目指す、スポーツ団体自身による管理体制
  - ➡ 組織の権限・責任、相互牽制関係の明確化、情報公開等による説明責任
- ・コンプライアンス
  - ・法令遵守(全剣連の規則・ルールも含む。)に加え、社会常識、良識
  - ・コンプライアンスを維持改善するための管理体制「ガバナンス」
  - ➡ ガバナンスの強化が、コンプライアンスの強化に

3

## なぜコンプライアンスが重要か

- ・企業においては様々な事案が発生
  - 不正会計(粉飾)、偽装(産地、データ)、その他(個人情報流出等)
    - … 最悪の場合、倒産も
- ・スポーツの場合、不祥事が起きると
  - 社会がそのスポーツを敬遠、人気の下落
  - 競技者の誇りに傷、競技人口が減少
  - 資金面では、登録料等減収・企業スポンサー撤退等で、中央団体運営に影響  
…資金源を失うことで事業縮小等 負のスパイラル
  - 当該個人にとっては、築き上げた地位・名誉の喪失、民事責任(損害賠償)、(暴力などでは)刑事责任
- ➡ 全剣連は、決意をもって不祥事防止に取り組み

5

## 剣道人口の減少

この間の16歳(高校1年生)人口:135万人(2003年) → 112万人(2019年) 82.9%

### ・高校剣道部員数(高体連資料より)

	卓球	弓道	剣道	柔道
2003年(平成15年)	67,062	65,162	59,382	35,628
2019年(令和元年)	76,328	62,278	38,435	17,904
増減	+9,266	△2,884	△20,947	△17,724
増減率	113.8%	95.6%	64.7%	49.7%

・中体連:平成15年から令和元年 37%減 (女子委員会資料より)

・道場連盟:平成元年12万人から平成30年5.4万人 半分以下 (同上)

・初段登録者数:平成13年4.7万人 → 平成30年3.2万人 △32% **令和5年度?**

同年13歳(中1)人口 (127万人) → (107万人) △16%

3万人5年  
2.7年年

6

## なくならない不祥事

(全剣連への告発、新聞報道等)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総件数	14件	15件	20件	33件
実名告発等	8件	9件	18件	23件

実名告発が増 ⇒ 深刻な事案が多くなっていないか

- パワハラ、高校生自死 (高校)
- 教え子への暴力、逮捕・略式起訴・罰金 (中学校)
- 教え子にわいせつ行為、逮捕・有罪・執行猶予 (スポーツ少年団等)
- 不適切な会計処理、生徒・関係者から誕生日祝いを強制徴収他 (高校)
- 部費着服、暴力、生徒に洗車を行わせる等不適切な行為 (高校)

8

## 今一度、考えよう

- ・剣道の理念
  - ・剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である
- ・剣道修練の心構え
  - ・剣道を正しく真剣に学び…
- ・剣道指導の心構え
  - ・(竹刀の本位) (礼法) (生涯剣道)
- ・全剣連倫理に関するガイドライン
- ・その他にも
  - ・やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。  
(山本五十六元帥海軍大将)

9

## 剣道人口の今後

- ・そもそも人口減少  
(2021年現在 13歳108.9万人、6歳:100.3万人、0歳:83万人)
  - ・野球、サッカーなどに比べ大衆訴求力(テレビなど)は小さい
  - ・お金がかかる(稽古着・袴、竹刀、剣道具)
  - ・汗臭い
  - ・痛い
  - ・体罰のイメージにつながっていないか?
- 少なくとも暴力、体罰、その他ハラスメントを根絶する必要あり

7

## 全剣連の取組み

- ・倫理規定制定
- ・倫理委員会発足(倫理委員会規程)
- ・全剣連倫理に関するガイドラインの制定(平成30年11月、以降数次改定最新版は令和5年11月一部改定)
- ・相談・苦情窓口の設置
- ・綱紀委員会規則(懲罰規則)の改定(平成30年、令和4年等)

10

## 全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント①)

### 【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】

#### ・暴力・パワーハラスメントの絶対禁止

- 相談・苦情窓口/報道等 平成30年11月以来112件うち、
  - ✓うち、暴力・体罰 32件、パワハラ・指導16件  
(役員による暴力3件、教師による体罰6件)

#### ➢暴力に対する考え方(間違い)

- ✓剣道教師による体罰映像(ニュース)を見て、「稽古で分からないように殴られるのに」
  - ✓「あるとき気を抜いた練習をとがめられて、ボコボコに殴られた。『殴る監督の目に涙があった。それを見たとき、私はこの監督について行く決心をした。』」
  - ✓体操女子暴力～本人も家族も納得していた
  - ✓殴るには殴る理由がある

12

## 全剣連倫理に関するガイドライン(前文)

- ・剣道の理念  
「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」
- ・剣道修練の心構え  
旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、
- 理念に反する不祥事の発生  
居合道審査に関する金銭授受、暴力・体罰  
➡ 改めて倫理意識を啓発する必要性～ガイドラインの制定
- ・対象者  
すべての剣道関係者、特に役員・指導者

11

## 全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント②)

### ・【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】(続き)

#### ・2013年柔道女子代表選手

「…によって行われた暴力行為やハラスメントにより、私たちは心身ともに深く傷つきました。人としての誇りをけがされたことに對し、ある者は涙し、ある者は疲れ果て…」

#### ・暴力は、身体のみならず、心を傷つけるもの

#### ・剣道の理念「人間形成の道」、剣道修練の心構え「礼節をとうとび」、剣道指導の心構え「相手の人格を尊重し(お互いを敬う心と形)」

### 剣道と暴力は、相容れないもの

#### ・暴力の結果、個人には刑事责任(傷害・暴行)、民事責任(不法行為による損害賠償)、剣道界全体に多大な負の影響

13

## 全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:その他)

- ・セクシャル・ハラスメント  
➢「相手が不快に感じたら、セクシャルハラスメントである」
- ・差別の禁止
  - ・合理的理由のない一切の差別を禁止
- ・アンチドーピング及び薬物乱用
  - ドーピングに関する知識を深めること 全剣連HP参照
  - 大麻等薬物使用は違法であることをさらに徹底
- ・指導的立場にある者と選手等との関係
  - 相手の立場の尊重と、立場を自覚した責任ある行動
- ・審査に関する金銭授受の禁止その他
  - ・審査は厳正、公正、適切、誠実に

14

## ガイドラインに対する違反行為があった場合

- ・全剣連綱紀委員会規則(いわゆる懲罰規程)
  - 不祥事発生の場合)
    - ✓ 都道府県剣連による調査・処分の申立て → 綱紀委員会による審査 → 答申・処分
    - ✓ (又は) 詰問予備審査会(全剣連)による調査等 → 同上
  - 処分内容
    - ✓ 称号・段位(全剣連のみ) : 剥奪、一定期間の停止等
    - ✓ 会員資格(全剣連・都道府県剣連) : 除名、一定期間の停止
- ・都道府県剣連に、懲罰規程整備を依頼

16

16

## 全剣連倫理に関するガイドライン(その他)

- ・不適切な経理処理
  - 適正な経理処理と不正行為の防止
  - ボランティアだから多少のことは … 一切ダメ
- ・選手・役員選考
  - スポーツ仲裁機構で団体側の敗訴が意外と多い、その多くは規程や基準の不備
- ・安全・事故防止
  - 剣道は安全な武道、さらなる配慮
- ・一般社会人としての規範
  - 反社会的勢力には特に注意

15

ご清聴ありがとうございました。

令和6年4月

公益財団法人全日本剣道連盟

17

P4